

障害者芸術文化活動普及支援事業

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を推進する。

都道府県

障害者芸術文化活動支援センター

実施主体： 都道府県

補助率： 1 / 2

事業内容：

- ① 都道府県レベルにおける活動支援
- ア 都道府県内における相談支援（芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援等）
- イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
- ウ 関係者のネットワークづくり
- エ 芸術文化活動に参加する機会の確保
- オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）
- カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ
- ② 支援センターの機能強化（文化施設等に出向いて行う相談やアドバイス、福祉施設と文化施設等が連携する取組への支援）

ブロック

障害者芸術文化活動広域支援センター

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人等

補助率： 定額（10 / 10 相当）

事業内容：

- ア 都道府県の支援センターに対する支援（関係機関や専門機関の紹介、助言、実態把握を通じた好事例の紹介等）
- イ センター未設置都道府県の事業所等に対する支援
- ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催
- エ ブロック内の連携の推進
- オ 芸術文化活動に参加する機会の確保
- カ 自治体の障害者芸術計画の策定支援
- キ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

全国

連携事務局

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人等

補助率： 定額（10 / 10 相当）

事業内容：

- ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）
- イ 全国連絡会議の実施
- ウ 全国の情報収集・発信
- エ 全国のネットワーク体制の構築、成果のとりまとめ、公表等
- オ 障害者団体、芸術団体等との連携